

福祉

福祉タクシー、はり・きゅう等施術費助成券の申請を受け付けます

平成23年4月以降、福祉タクシーおよびはり・きゅう等施術費の助成制度を利用される場合は手続きが必要となります。4月以降も引き続き利用を希望される方、また、これから利用をしようとする方は、利用申請書を提出してください。(現在ご使用中の福祉タクシー券、はり・きゅう等施術料金割引証は4月以降ご利用ができません。)

○福祉タクシー利用の助成

高齢者または障害者の社会参加の促進や通院等に利用していただき、健康増進を図ることを目的に、町内タクシーの利用料の一部(基本料金)を助成する制度です。

■利用対象者

身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1～3級をお持ちの方および満80歳以上の方

■交付枚数

身体障害者等…年間24枚
満80歳以上…年間12枚

■内容

町内のタクシー業者を利用した場合に限り、基本料金を助成します。

■有効期限

平成23年4月1日～平成24年3月31日

■申請手続き

○場所
各支所総合窓口・各出張所・福祉課
(たちばなケアプラザ内)

○持参するもの

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・印鑑

○はり・きゅう等施術費の助成

老後の生活と心身の安定を図り、健康の増進に寄与することを目的に、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅうの施術費の一部を助成する制度です。

■利用対象者

満65歳以上の方

■交付枚数

最大で年間48枚
(1か月4枚)

■内容

施術所で、はり・きゅう等の施術を行った場合に、1回の

につき、1術の場合に700円、併術の場合に800円を助成します。

■有効期限

平成23年4月1日～平成24年3月31日

■申請手続き

○場所
各支所総合窓口・各出張所・福祉課
(たちばなケアプラザ内)

○持参するもの

- 4月からご利用になりたい方は、3月11日(金)までに申請してください。
- 問い合わせ 福祉課
☎0820(77)5505

臨時職員

周防大島町役場非常勤嘱託職員の登録案内

周防大島町では、業務の必要に応じて、非常勤嘱託職員を採用します。採用者は、事前に登録していただいた方の中から書類審査、面接等により決定します。登録の有効期間は、平成24年3月31日までです。

■採用予定人員

2人

■職務内容
本庁と各庁舎との相互間、

各庁舎相互間への車輛による文書等の送達

■採用時期

登録していただいている方の中から随時採用します。

■勤務条件等

月のうち12日程度勤務(2人のローテーション勤務)

○勤務日

月曜日から金曜日まで(原則として土・日・祝日は休み)

○勤務時間

午前(午前8時30分～正午) 午後(午後1時～5時)

○報酬額 町規定による

■資格 普通自動車免許

■任期

原則任期は1年度内(4月から翌年の3月まで)ですが、勤務成績が良好で引き続き勤務する意欲のある方については任期を更新することがあります。

■申し込み方法

3月2日(木)までに履歴書を郵送もしくは持参してください。

■申し込み・問い合わせ

〒742-2192
周防大島町大字小松126

総務課 人事行政班
☎0820(74)1000

介護支援専門員等臨時職員募集

■資格

介護支援専門員・保健師・社会福祉士

■採用予定人員 若干名

■業務内容

高齢者の総合相談、介護予防支援業務等

■勤務期間および時間

平成23年4月1日～平成24年3月31日

○勤務時間

月曜～金曜(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

■勤務場所

西安下庄3920-21
たちばなケアプラザ内

周防大島町地域包括支援センター

■面接日・場所

別途通知します。

■募集期限 3月11日(金)まで

■問い合わせ

介護保険課 地域包括支援センター
☎0820(77)5506

町立図書館臨時職員募集

■採用予定人数 若干名

■職務内容

利用者管理、資料情報管理、書誌情報管理、貸出返却業務